

参 考 資 料

< 調 査 票 等 一 式 >

調査票等目次

1. 調査依頼状（全業種共通）	117
2. 産業廃棄物等に関する調査票	
・形式1（製造業、電気・水道業）	118
・形式2（建設業）	120
3. 調査票の記入要領・記入例、産業廃棄物分類表	
・形式1-1（製造業等）	122
・形式1-2（水道業）	124
・形式2（建設業）	126
4. 産業廃棄物等の処理等に関する意識調査票（全業種共通）	128

令和5年9月8日

調査対象事業者 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

令和5年度秋田県産業廃棄物実態調査フォローアップ等調査へのご協力について（お願い）

産業廃棄物行政の推進については、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、県では第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定し、その達成状況等を把握するため、産業廃棄物の発生及び処理の状況等に係る調査を毎年度実施しています。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本年度の調査について、下記によりご協力頂けますようお願い申し上げます。（ご回答いただいた情報は統計的に処理され、事業者名等が公表されることはありません）

なお、調査票の発送・回収、集計・解析等の調査実施を一般財団法人日本環境衛生センターに委託していますので、お問い合わせ及びご提出は、同センターへ直接お願いします。

1 提出物

産業廃棄物等に関する調査票（令和4年度実績）【その1】【その2】【その3】

（ご記入にあたっては、同封の記入要領をご参考にしてください）

※調査票等は、以下のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>

2 提出期限 令和5年10月6日（金）

3 提出方法（電子メールなど、電子データでの提出にご協力ください）

①郵送の場合

同封の返信用封筒にて、以下の宛先までご返送ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 11-15
一般財団法人日本環境衛生センター 循環社会推進課

②電子メールの場合

以下のメールアドレスへご送信ください。

hik-r@jesc.or.jp

【お問い合わせ先：調査業務受託者】

一般財団法人日本環境衛生センター 循環社会推進課

電話：044-287-3280

【調査主体：調査業務委託者】

秋田県生活環境部環境整備課（廃棄物対策チーム）

電話：018-860-1624

産業廃棄物等に関する調査票(令和4年度実績)【その1】

秋田県

形式1

調査票番号

右記の<記入注意事項>をご確認の上、調査票に記入して下さい

事業所の概要		事業内容		(業種)	
所在地	代表者(事業所長)氏名	記入者(郵便、氏名)	事業内容	事業所の形態	
記入年月日	令和 年 月 日	電話番号	-	-	-
従業員数	製造品出荷額等(製造業のみ記入)	事業所の形態			
貴事業所の令和5年3月31日現在の従業員数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入して下さい。	令和4年4月1日～令和5年3月31日までの1年間の額を記入して下さい。	貴事業所の形態に対する番号に○を付けて下さい。			
千 百 十 万 円	千 百 十 万 円	1. 工場・作業所・鉱業所 2. 開発研究 3. 事務所 4. その他 ()			
人	万円/年				

次へ

令和4年度の1年間に産業廃棄物等は発生しましたが、該当する番号に○を付けて下さい。
※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。

1. 発生した。2. 発生しなかった。

次へ

上記の「事業所の概要」を記入し、ご返送下さい。

廃棄物等の量的変化	令和4年度に貴事業所から発生した産業廃棄物等は令和3年度と比較して、どの様に変化しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。
処理施設の状況	1. 大きく増加した。2. やや増加した。3. 変化していない。4. やや減少した。5. 大きく減少した。6. その他・不明。
貴事業所から発生した産業廃棄物等を事業所内で焼却していますか。該当する番号に○を付けて下さい。	1. 焼却している(熱利用していない)2. 焼却している(熱利用している)3. 焼却していない
貴事業所から発生した産業廃棄物等(汚泥)を事業所内で脱水していますか。該当する番号に○を付けて下さい。	1. 脱水している2. 脱水していない
裏面の調査票(その2)に貴事業所から発生する産業廃棄物等の状況について記入して下さい。	

<記入注意事項>

1. 全般的事項

○本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、有償あるいは無償で引き渡している副産物が対象となります。

○本調査の対象期間は令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)です。

○本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があったもそれは調査の対象となりません。

○調査票(その2)に貴事業所から発生する産業廃棄物等の状況について、記入して下さい。

○産業廃棄物等が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票(その1)の「事業所の概要」欄をご回答の上、ご返送下さい。

○調査票の電子データは、日本環境衛生センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>

2. 調査票(その1)

○従業員数は令和5年3月31日現在としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の従業員数を記入して下さい。

○製造品出荷額等とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額です。ただし、調査票が送付された事業所の形態が本社事務のみ、事務所、営業所、配送センター及び販売所等であって、実際に製造、加工及び修理等を行っていない場合は、「0(ゼロ)」を記入して下さい。

○製造品出荷額等は、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の1年間の金額を記入して下さい。

3. 調査票(その2・裏面)

○自ら再生利用したもの、他者に売却したもの、無償で引き渡しているものも対象となります。

○一般廃棄物は記入不要です(例: 使用済みのOA用紙、新聞紙、雑誌、飲料の空缶・空きびん・ペットボトル、厨芥など)。

○別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、産業廃棄物等の発生及び処理状況について記入して下さい。

○同じ産業廃棄物等でも、中間処理方法や処分先が違えば、行を分けて記入して下さい。

○発生量には、脱水や焼却など中間処理を行う前の量を記入して下さい。

4. 電子データ(回答調査票)の返送先

○電子データで回答された調査票は、下記のメールアドレスで提出することができます。

E-mail: hik-r@jesc.or.jp

裏面へ

産業廃棄物等に関する調査票（令和4年度実績）【その2】

①事業所で発生した廃棄物の名称
 貴事業所で日常使用している名称で記入して下さい。(別紙「廃棄物等分類表」に示した具体例を参照)

②廃棄物の分類番号
 別紙「廃棄物等分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入して下さい。

③年間の発生量(年間処理する前の量)
 各行ごとに1年間の発生量を、桁数や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

市販製剤

別紙「廃棄物等分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入して下さい。

③年間の発生量（中間処理する前の量）

各行ごとに1年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

④自社での中間処理方法

⑤中間処理後の量

中間処理後の残量を記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

⑥処理・処分の方途

発生（自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物）した廃棄物の処理・処分方法を下欄の「処理・処分方法コード表」から選んで、その記号を記入して下さい。

⑦処理・処分先又は再生利用先の名称

処理・処分(⑥に該当する)等を行った先の名称を記入して下さい。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地

処理・処分(⑦に該当する)等を行った処理・処分施設のある所在地を記入して下さい。

⑨委託中間処理の方法

⑥の「処理・処分方法」で「u」と回答された場合(中間処理を委託)は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の番号を下欄の「委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑩委託中間処理後の再利用・処分の方

委託先で中間処理された後の廃棄物の処理方法に該当する番号を下記から選んで、その記号を○で囲んで下さい。

1. 再生利用・リサイクルしている。

2. 埋立処分している。

⑪資源化の用途

⑥の「処理・処分の方法」で「V1,V2,W1,X1,R6」又は前問⑩で「1」と回答された場合、下欄の「資源化用コード表」から該当する番号を記入して下さい。

自社で発生した廃棄物等の発生量						
区分	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量			
F2 行番			百 万	十 万	千 百 十 —	単位
1						kg t m ³ 22
2						kg t m ³ 22
3						kg t m ³ 22
4						kg t m ³ 22
5						kg t m ³ 22
6						kg t m ³ 22
7						kg t m ³ 22
8						kg t m ³ 22
9						kg t m ³ 22
10						kg t m ³ 22
11						kg t m ³ 22
12						kg t m ³ 22
13						kg t m ³ 22
14						kg t m ³ 22
15						kg t m ³ 22

[illegible][illegible][illegible]

④中間処理方法コード表	
A : 焚却	J : 溶解
B : 乾水	K : 切断
C : 脱水	L : 焙成
D : 乾燥乾燥	M : 焼く(原料)
E : 油分分離	N : 堆肥化(保酵)
F : 中和	N : 鉄回収
G : 洗浄	O : アルカト(固型化)
H : 分級	P : 乾熱減面
I : 圧縮	Q : 煮沸
R : 4-1,1-ア リブ	
S : 腐植腐毒	
T : 金属(鉄)回収	
U : 非鉄金属回収	
V : 濃縮	
W : 消化	
X : 短蒸留・混合	
Y : 選別	
Z : その他	

⑥処理・処分方法コード表	<自己処理> V1：売却で再利用した。 V2：売却できないものを自社で再利用した。 W1：売却し利益があった。 W2：売却し利益がない。 Q1：自社の処分場で焼却処分した。
	<産業廃棄物処理業者等へ委託> U1：処理業者に中間処理（資源）業者、ある。 X1：廃品回収（資源）業者、ある。 S1：民間の処理業者の処分場で焼却した。 S2：秋田県環境保全センターで焼却した。 T1：処理業者で焼却炉を投入して焼却した。

＜市町村・一部事務組合＞委託処理（ごみ収集を含む）＞ R1：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。 R5：市町村等が設置する焼却炉へ搬入した。 R6：市町村等が設置するリサイクル施設へ搬入した。	＜その他＞ Z9：その他 （具体的に
--	---

⑤委託中間処理方法コード表	
A : 焼却	J : 溶融
B : 脱水	K : 切削
C : 天日乾燥	L : 押成
D : 機械乾燥	M : 堆肥化(保酵)
E : 油水分離	N : 銀回収
F : 中和	O : 乾留型化
G : 破砕	P : 乾熱減菌
H : 分級	Q : 煮沸
I : 圧縮	
	↓
R : オイルブーム	S : 炭素消滅
T : 金属(鉄)回収	U : 非鉄金属回収
V : 濃縮	W : 油化
X : 粒度調整・混合	Y : 分別選別
Z : その他	
	↑

産業廃棄物等に関する調査票(令和4年度実績)【その1】

秋田県
建設業

調査票番号

右記の<記入注意事項>をご確認の上、調査票に記入して下さい

事業所の概要	事業所名	所在地	代表者(事業所長氏名)	記入者(部署、氏名)	記入年月日	令和	年	月	日	電話番号	-	-
--------	------	-----	-------------	------------	-------	----	---	---	---	------	---	---



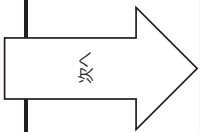
県内元請工事の有無	
貴社が元請施工者として請負(令和4年度に完成した県内の工事はありますか(出来高工事を含む))。該当する番号に○を付けて下さい。	
1. 元請工事あり	2. 元請工事なし



工事実績	元請完成工事高(令和4年度、消費税を含む)			
貴社が元請施工者として請負(令和4年度に完成した県内工事の年間元請完成工事高(出来高工事含む))を記入して下さい。	※共同企業体(JV)による工事については、分担施行方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物等を記入し、共同施行方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物等を一括記入して下さい。			
千億	十億	千億	十億	万円/年



令和4年度の1年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。 ※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。	
1. 発生した。	2. 発生しなかった。



上記の「事業所の概要」「工事実績」を記入し、ご返送下さい。

裏面の調査票(その2)に貴社から発生する産業廃棄物等の状況について記入して下さい。

裏面へ

<記入注意事項>

1. 全般的事項

○本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物が対象となります。

○本調査の対象期間は令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)です。

○調査票(その2)には、貴社が秋田県で施工した全ての元請工事(出来高工事含む)から発生する産業廃棄物、副産物について記入して下さい。共同企業体(JV)による工事については、分担施行方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物を記入し、共同施行方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物を一括記入して下さい。

○調査票の電子データは、日本環境衛生センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx>

2. 調査票(その1)

○元請完成工事高は、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の一年間の金額を記入して下さい。

3. 調査票(その2・裏面)

○自ら再生利用したもの、他者に売却したもの、無償で引き渡しているものも対象となります。

○一般廃棄物は記入不要です(例:使用済みのOA用紙、新聞紙、雑誌、飲料の空缶・空きびん・ペットボトル、厨芥など)。

○別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、産業廃棄物等の発生及び処理状況について記入して下さい。

○同じ産業廃棄物等でも、中間処理方法や処分先が違えば、行を分けて記入して下さい。

○発生量には、防水や焼却など中間処理を行う前の量を記入して下さい。

4. 電子データ(回答調査票)の返送先

○電子データで回答された調査票は、下記のメールアドレスで提出することができます。

E-mail: hik-r@jesc.or.jp

産業廃棄物等に関する調査票(令和4年度実績)【その2】

●別紙「調査票の記入要領・記入例」。「廃棄物等分類表」を参考に記入して下さい。

●自社で発生した副産物(産業廃棄物、有償・無償引渡物)全てが対象となります。再生利用、売却をしている場合も記入して下さい。

①**専業所で発生した廃棄物の名称**
貴社で日常使用している名称で記入して下さい。(別紙「廃棄物等分類表」に示した異名例を参照)

②**廃棄物の分類番号**
別紙「廃棄物等分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入して下さい。

③**年間の発生量 (中間処理する前の量)**
各行ごとに1年間の発生量を、併却や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

④ **自社での中間処理方法**
 自社で中間処理された場合は、該当する処理方法の記号を左欄の「中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程欄に記入して下さい。

⑤ **中間処理後の量**
 中間処理後の残量を記入して下さい。なお、単位は該当するものを定まり、○で囲んで下さい。

⑥**処理・処分**の方法
 発生（自注で中間処理した場合は、中間処理後の発生
 物）した生産物の処理・処分方法を下記の「処理・処
 分」方法コード表から選んで、その記号を記入して下さい。

⑦**処理・処分又は厚生利用先の名称**
 処理・処分（⑥に該当する）等を行った先の名称を記
 入して下さい。

⑧**処理・処分又は厚生利用先の所在地**
 処理・処分（⑦に該当する）等を行った処理・処分施
 設のある所在地を記入して下さい。

⑥の「処理・処分」の方法で「利用」と回答された場合（中間処理（委託））は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の番号を下欄の「委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程欄に記入して下さい。

⑦委託中間処理後の再生利用・処分方法

委託先で中間処理された後の廃棄物の処理方法に該当する番号を下欄から選んで、その記号を○で囲んで下さい。

1. 再生利用・リサイクルしている。
2. 埋立処分している。

⑩資源化の用途

⑥の「処理・処分の方法」で「V1.V1.V2.W1.X1.R6」又は前問⑩で「1」と回答された場合、下欄の「資源化用途コード表」から該当する番号を記入して下さい。

自社で発生した廃棄物等の発生量							
区分 F2	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量				
			百 万	十 万	千	百 十	単 位
記 入 欄	1						kg m ³
	2						kg t m ³
	3						kg t m ³
	4						kg t m ³
	5						kg t m ³
	6						kg t m ³
	7						kg t m ³
	8						kg t m ³
	9						kg t m ³
	10						kg t m ³
	11						kg t m ³
	12						kg t m ³
	13						kg t m ³
	14						kg t m ³
	15						kg t m ³

[illegible][illegible]

④中間処理方法コード表	
A：焼却	R：その他
B：脱水	S：資源消費
C：灰処理	T：金属(鉄)回収
D：焼灰乾燥	U：非金属属回収
E：油水分離	V：濃縮
F：中和	W：焼却
G：破砕	X：粒度調整・混合
H：破碎	Y：分別・選別
I：圧縮	Z：その他

具体的に

⑥処理・処分方法コード表	⑥処理・処分方法コード表
<自己処理>	<自己処理>
V1：自社で再利用した。	V1：自社で再利用した。
V2：売却できないものを自社で再処分した。	V2：売却できないものを自社で再処分した。
V3：売却(売却があった)した。	V3：売却(売却があった)した。
Q1：自社で保管している。	Q1：自社で保管している。
Q2：自社の処分場にて埋立処分した。	Q2：自社の処分場にて埋立処分した。

<産業廃棄物処理業者等へ委託>	<産業廃棄物処理業者等へ委託>
U1：処理業者の中間処理(資源地場)	U1：処理業者の中間処理(資源地場)
X1：廃品回収(資源)業者、ある	X1：廃品回収(資源)業者、ある
S2：民間の処理業者の処分場で	S2：民間の処理業者の処分場で
S1：秋田県環境安全センターにて	S1：秋田県環境安全センターにて
T1：処理業者の中間処理場へ投入した	T1：処理業者の中間処理場へ投入した

＜市町＞ R1: : : : : R5: : : : : R6: : : : : ＜その＞ Z9: : : : : 具休	利用した。	理＞ リリサイクルを含む）を委託した。 は納入業者、関連企業等で再生処理をした。 理立処理した。 理立処理した。
--	-------	--

――部事務組合へ委託処理（ごみ収集を含む）>
 材料等が設置する埋立処分場へ搬入した。
 材料等が設置する焼却炉へ搬入した。
 材料等が設置するリサイクル施設に搬入した。

⑤委託中間処理方法コード表

R:	資源リサイクル	X:	短距離輸送・混合
S:	焚却焼埋	Y:	分別・選別
T:	金属(鉄)回収	Z:	その他
U:	非鉄金属回収		
V:	農林水産物		
W:	油汚		
X:	短距離輸送・混合		
Y:	分別・選別		
Z:	その他		

↑

(具体的に)

①資源化用途コード表

10：鉄鋼原料	70：ガラス原料
20：非鉄金属原料	80：プラスチック原料
30：燃料	81：再生タヤ
33：木炭	90：セメント原料
4：飼料	91：再生油・再生溶剤
4.2：肥料・肥肥	92：中間物
43：土壤改良材	93：高炉還元剤
50：土木・建設資材	94：化学工業原料
51：再生木材・合板	98：その他
60：パルプ・紙類原料	

①～93に該当するものがない場合、
①の枠中に具体的な用途を直接記
入して下さい。

廃棄物等分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

	種	類	分類番号	具 体 例
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥	泥	0211	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、セリット汚泥（し尿を含むものも含む）、染色排水処理汚泥、フリーオン排水処理汚泥（水垢を主とする場合）、イースト菌培養液等、その他形状を重する有機性廃棄物
		下水汚泥	0212	
無機性汚泥	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、燃焼油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料油
		動物性油脂	0312	魚油、鯨油、ハット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
		溶剤	0320	アルコール類、アeton、洗浄油
	廃固形油	成形油	0330	アスファルト、ターレピッチ類、パラフィンろう、圆形石けん、圆形脂肪酸、アレヨン、パステル
		でい	0340	タンカムラツジ、オイルラツジ、オイルラップ汚泥、油性スカム
		油付着物等	0350	油のしみだちエス、油紙くず、線感印材、線シール材、クワイソート廃油、アンダーコートカス、塗料残渣（凝状）、インクかす、腐付ニス
無機性の酸性廃液		0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、硝酸、次亜硝酸、過硫酸銀、スルファミン酸、ケイフック酸、炭性汚濁液、エックスラツジ廃液、紫色液体汚濁液（紫日差せき工機、紫色工機）、クロメーション廃液、硝酸ニッチ	
	写真定着廃液		0402	写真定着廃液
有機性の酸性廃液		0403	干熱、乾熱、シュウ酸、塩化銅、ウェン酸、アルコール発酵廃液、アミン（醃酵酵母液）	
	アルカリ性廃液		0501	アルカリ性洗浄液、液完成用剤用アルカリ、石油溶媒、廃設計、アルカリ性中性汚濁液、ドラム洗浄液、染色排水、洗色工程、シルクスクリーン加工工程、黒液（チツプ蒸留液）、脱脂液（金属表面処理）、硝化ノータタ溶液、硫ノータタ溶液（LSCG）
写真現像廃液		0502	写真現像廃液	
	廃プラスチック類	プラスチック	0610	【禁燃性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【燃焼性】メラミン樹脂、ポリウレタン樹脂、ポリビニル樹脂、ポリブチレン樹脂、ポリオレフィン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリエラストマー樹脂、アクリル樹脂、塩化樹脂、化粧ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニルシート、フィルム、プラスチック袋、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料かす（固形）、接着剤かす（固形）、合成ゴムくず、塩ビ管
バイオマス系プラスチック			0615	石油などの化学物質からではくはく生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック
使用済みタイヤ		0625	大型車の使用済みタイヤ	
		0626	普通車・軽自動車の使用済みタイヤ	
紙		0701	ハルパ・紙・低加工品製造業、印刷業、製本業、出版業等から排出される紙くず	
木		0801	木くず、おがくず、かんなくず、バーナーク、竹、ペニヤ、ペニヤボード類	
		0802	ハレット、ハレットへの貨物の積付けのために使用したごみ包用の木材	
繊維	0900	羊毛、綿、絹、馬等の天然繊維、レーヨン、アラミド等合成繊維（天然繊維が主体のもの） <注意> 合成繊維は「 プラスチック類 」に分類されます。		
	動物性残さ	1001	魚・豚の骨、魚・鶏の皮、肉類などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品副産物、卵から、良質、羽毛	
植物性残さ		1002	ソーホーク、豆粉かす、ごまかす、落花生、ピールかす等の野菜・農産物、あめかす、餅かす、てんぷらかす、豆腐かす、あしかす、落花生、米、麦、大豆、不豆、穀物の皮、糠、そばかす、豆粉かす、油かす、パンくず、漬物くず	
動物系固体	不要物	4000	と畜場から生ずる獣畜に係る図形状的な不要物、畜舎処理場から生ずる飼育に係る図形状的な不要物	
	ゴミ	1100	ゴミくず、エポサイトくず、ゴミ手袋、ゴミチューブ、ゴミ袋くず	
金属	鉄くず	1210	鉄くず、スクラップ（生体の鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空缶（鉄製のもの）	
	非鉄くず	1220	銅線、錫くず、アルミニウムくず、アルミ缶	
	混合金属くず	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの	

魔界分類等集(その2)

種	類	分類番号	具	体	例
ガラス(ずく)	ガラスくず	1310	自然電球、窓ガラス、ひん紙、グラスウール、ガラス容器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン		
陶磁器(ずく)	陶磁器くず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器		
石膏板(ずく)	石膏ボードくず	1330	石膏ボードくず		
コンクリート製品(ずく)	コンクリート製品くす	1340	鉄粉砂、サンドブラスト用砂		
窯さい	窯さい	1401	高炉水き、高炉の灰渣、平炉の灰渣、転炉の灰渣、電気炉の灰渣、キユーボウのノロ、ド		
銅さい	銅さい	1402	黒鉛、銅さい		
鉛さい	鉛さい	1403	不良鉛石、ボタ、粉炭かす、鉱しん、破石くす		
コンクリート片	コンクリート片	1501	コンクリート破片、コンクリートブロック破片		
アスファルト	アスファルト	1502	アスファルト・コンクリートの破片		
レンガ破片など	レンガ破片など	1503	鉄道用線路の破材、砕石、石灰、レンガ、スレート、タイル、断熱材		
動物のふん尿	動物のふん尿	1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわどりのふん尿、馬のふん尿		
動物物の死体	動物物の死体	1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわどりの死体、馬の死体		
ばいじん	ばいじん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着捕集したダスト		
燃え殻	燃え殻	0101	燃料などの燃焼物(石油系、コークス灰、重油灰、木灰、炉焙出物、クリンクなど) (注意) 可燃ごみを自己で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「焼くす」、たぐす、等を発生する類として扱うべき。		
廃活性炭・廃カーボン	廃活性炭・廃カーボン	0102	廃活性炭、廃カーボン		
安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物	2100	プラスチック類、コークす、金くす、金くす、ガラスくす<す>、コンクリートくす及び焼施設くす、がれきのみを含む焼くす等分別ができない廃棄物		
管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	2200	プラスチック類、コークす、金くす、金くす、ガラスくす<す>、コンクリートくす及び焼施設くす、がれきのみを含む焼くす等の廃棄物を混合動で分別がされない廃棄物		
廃自動車	廃自動車	3000	乗自動車、乗二輪車		
廃電気機械器具	廃電気機械器具	3100	プリンター、電子機器、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動炊飯機など		
廃電池類	廃電池類	3500	乾電池(パナソニック)、乾電池(水銀を含むものを除く)		
複合材料	複合材料	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物		
シュレッターダスト	シュレッターダスト	2300	乗自動車破片物、乗電車機械器具破片物		
石綿含有産業廃棄物(非放射性)	石綿含有産業廃棄物(非放射性)	2400	工作物の断端、改良土(セメント)に拌えて生じた産業廃棄物であって、石棉その重量の0.1%を超えて含有するもの、ビニール製シート(繊維プラスチック類)、シールド板、サイディング、石棉セメント板(がれき類) など		
水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	2500	水銀電池、空気圧鉛電池、照明機器(蛍光灯管、HIDランプ、放電ランプ)、低沸点品、低沸点品、水銀体温計、水銀血圧計など、水銀物の使用に関する表がある製品		
水銀含有ばいじん等	水銀含有ばいじん等	2600	水銀を1kgにつき15mgを超過するもの(ばいじん、粉末状、汚泥、鉱さい) 水銀を1しにつき15mgを超過するもの(焼灰、焼アクリル)		

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

2. 特別管理産業廃棄物

引火性廃油	0318	揮発油類（軽油や重油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
腐食性廃酸	0408	水系イオン濃度指数〔G-H〕2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水系イオン濃度指数〔G-H〕12.5以上の廃アルカリ
感染性廃薬物	2018	血液・血清、体液（精液を含む）、血漿製剤、血漿等が付着した殺菌剤などの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくす等）、血液等が付着した実験、手術用手袋等、病原微生物に汚染された実験・検査等に用いたもの（試薬瓶、シャーレ等）、汚染物が付着した閉フラスコチック類等
特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃酸	0419	特定有害物質を含む酸性廃液
特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害産業廃棄物	1538	吹き付け石膏（アースボート）石膏含有量低減、本質塩化防止の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の古紙など
特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含み鉱さい
特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含みばいじん
廃PCB	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
廃水銀等	7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに列入）若しくは廃水銀等を除く、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物。又は水銀使用製品が産業廃棄物となったもののから回収した廃水銀

廃棄物等分類表

産業廃棄物

種 別	分類番号	具 体 例
廃 油	0211	排水処理汚泥、ヒルビット汚泥（し原を含むものは除く）
	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、道徳閉濁汚泥（建設残土は除く）
	0311	重機等の潤滑油、エンジンオイル、機油、グリス、切削油、絶縁油
	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	0330	アスファルト、タルピッチ油
	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	0350	油の滲みだりエス、油断くず、廃設出材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートがす、廃塗料（液状）、インクがす、腐ワニス
	0401	廃液で毒性を呈するもの
	0501	廃液でアルカリ性を呈するもの
	0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂 【熱硬化性】フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、フィルム、プラスチックタイル、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料がす（固形）、接着剤がす、合板コムくず、塩ビ管
廃 紙	0620	使用済みタイヤ
	0630	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石棉その重量の0.1%を超えて含有するもの。
	0701	建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず
	0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、伐採木、伐採材、伐根材
	0802	ハレット、ハレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの）
	1100	天然コムくず
	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、プリキくず、タンクくず、空缶（鉄製のもの）
	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスワール
	1320	かわら、土管、陶管、タイル
	1330	石膏ボードくず
	1350	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石棉その重量の0.1%を超えて含有するもの。
	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	1520	アスファルトコンクリートの破片
	1530	鉄道用部品の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材
	1540	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石棉その重量の0.1%を超えて含有するもの。
	2100	廃プラスチック類、コムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合廃物で分別ができない廃棄物
	2200	廃プラスチック類、コムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合廃物で分別ができない廃棄物
混合廃棄物	3000	廃自動車、廃二輪車
	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動車売機など
	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池（水銀を含むものは除く）
	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
	2500	水銀電池、空気電池、照明機器（蛍光灯ランプ、HIDランプ、放電ランプ）など、水銀等の使用に関する表示がある製品
	2600	水銀含有ばいじん等 水銀を1kgにつき15mgを超えて含有するもの（ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい） 水銀を1Lにつき15mgを超えて含有するもの（酸液、廃アルカリ）

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物

種 別	分類番号	具 体 例
引火性廃油	0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
腐食性廃酸	0408	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ	0508	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃液
特定有害廃棄物汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃棄物廃油	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃棄物廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
特定有害廃棄物廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃棄物廃石棉等	1538	吹き付け石棉（アスベスト）、石棉含有保温材
廃PCB等	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB混雑物
廃水銀等	7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

調 査 票 番 号

産業廃棄物等に関する調査票【その3】

「産業廃棄物等に関する調査票」と同様に記入し、併せてご返送ください。
 なお、「産業廃棄物等に関する調査票」の【その1】にて、「廃棄物等の発生がない」とご回答いただいた場合は、本調査票の回答は不要です。

設問1 電子マニフェストの利用状況について

貴事業所では、「電子マニフェストシステム」を利用していますか。該当する番号を1つ選び、○を付けてください。また、「2」を選択した場合は導入時期を、「4」を選択した場合は利用しない理由をご回答ください。

- () 1. システムを利用している。
- () 2. システムの利用を予定、又は検討している。
- () 3. 補助等の支援があれば、システムを利用したい。
- () 4. システムは利用しない。
- () 5. システムを利用するか、利用しないかは、わからない。
- () 6. 電子マニフェストシステムを知らない。

導入予定時期：令和 年頃

上記で「4. システムは利用しない」と回答した方にお伺いします。システムを利用しない理由について、該当する全ての項目に○を付けてください。(複数回答可)

- () A. 排出量が少ない。又は取引先が少ない。 () B. 取引先で導入されていない。
- () C. 独自システムで管理している。 () D. コストの問題がある。
- () E. システムが難しくて分からない。 () F. 現状として問題がない。
- () G. その他(具体的に：)

設問2 自由記載(県への要望等)

産業廃棄物等の減量化・リサイクル、適正処理等を推進するにあたり、県への要望等があればご記入ください。

(例) 適正処理・リサイクルに関する研修会等を実施してほしい

環境負荷の少ない製品や、リサイクル認定製品の普及等に対する支援をしてほしい 等

以上で、アンケートは終了です。ご回答ありがとうございました。